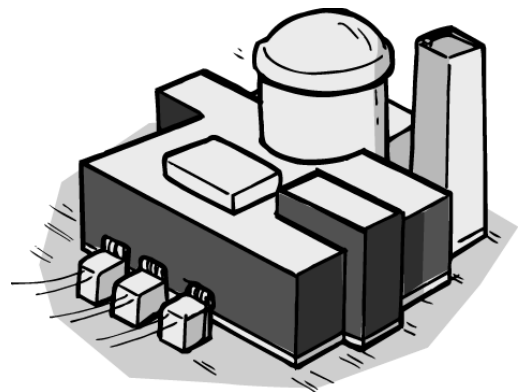


原子力災害編

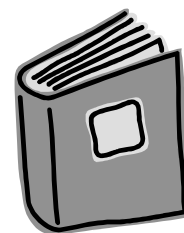


原子力災害編

第1章 総則

第2章 応急活動体制

第3章 災害復旧対策



第1章 総則

第1節 本編の策定方針

1. 本編の目的

- 本編は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42号及び日野市防災会議条例第2条の規定に基づき、日野市防災会議が策定する地域防災計画を構成する一編である。
- 本編は、核燃料物資の輸送中の事故を含め、放射性物質の漏えい・流出を伴う事故の発生により、本市で放射性物質が検出された場合等に備えることを目的とし、原子力災害が発生した場合の市及び防災関係機関が実施する災害対策の活動方針や内容の基本的事項を定めたものである。

2. 本編の前提

- 平成11年(1999年)9月30日に茨城県東海村にあるウラン加工施設において、臨界事故が発生し、我が国で初めて原子力災害による住民の避難や屋内退避が必要となった。
- この事故を教訓にして、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）が制定され、国、地方公共団体及び関係機関において原子力災害に対する抜本的な強化を図ることとなった。
- 都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく原子力災害対策重点区域（※）に、本市を含む都の地域は含まれていない。
- このことから国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、日野市は、直ちに市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。
- しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、原子力緊急事態が発生した場合は、なんらかの対応を行うことが必要となる。
- また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後は、市内の放射性物質の測定と公表などの対応を実施してきた。今後も定期的な測定を継続して行っていく。
- この経験を踏まえ、再び東日本大震災と同様の事態が発生する場合に備え、国・都の動向も踏まえながら、市民生活の安心・安全の確保に向けた対策を図る必要がある。
- なお、核燃料物資の輸送中の事故についても同様に行う。

（※）原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。（「東京都地域防災計画原子力災害編（平成24年修正）」より転載）

3. 他編との関係

- 本編に記載のない事項は、震災編及び大規模事故編を準用する。

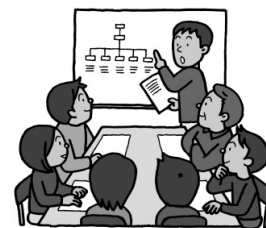
第2節 本編の習熟

- 市及び関係機関は、平常時から危機管理の一環として原子力災害対策を推進する必要がある。このため、原子力災害事故に関する国及び都の施策・事業が本編に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本編を習熟し、原子力災害への対応能力を高める。

第3節 本編の修正

- 本編は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考え合わせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。
- したがって、市及び関係機関は、関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、修正案を市防災会議事務局（市総務部防災安全課）に提出しなければならない。

第2章 応急活動体制



第1節 基本方針

- 本章は、原災法第10条第1項に基づき原子力事業者から特定事象発生通報があった場合の対応及び同法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示すものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 応急活動体制の確立

- 市は、原子力事業者から都に原災法第10条第1項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発令された場合、第一次的防災機関として、法令等に定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、災害応急体制を確立する。

※ 活動体制の確立については、「日野市危機管理基本方針」及び震災編 第3部 第1章「応急活動体制の確立」に準じて行う。

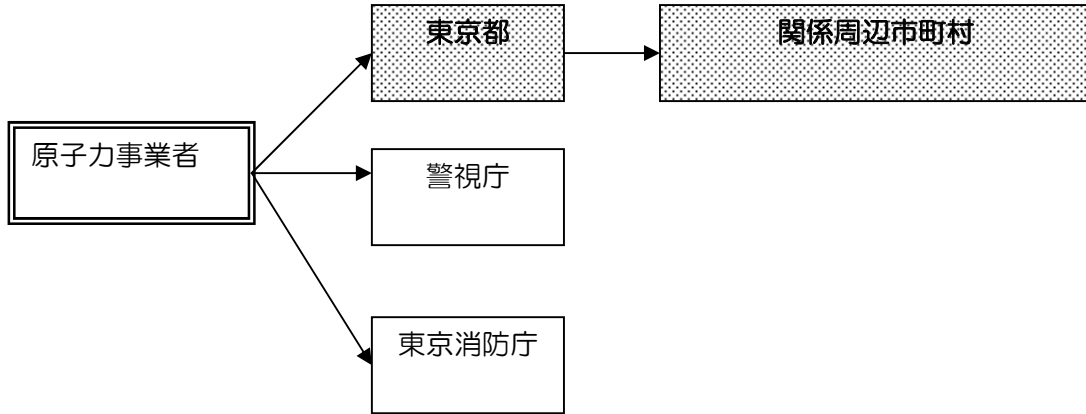
第3節 情報収集・伝達及び課題


1. 情報連絡体制及び避難体制

- 放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、国、都、日野消防署、日野警察署及び防災関係機関等との情報収集・伝達を密に行う。
- ※ 情報収集・伝達については、震災編 第3部 第2章「災害情報の収集・整理及び報告」に準じて行う。
- 市長は、市域からの避難の必要性について、都及び近隣市との情報連絡を密にして情報を収集し、必要と判断した場合は、避難勧告・避難指示を発令する。

※ 避難勧告・避難指示等については震災編 第3部 第12章「避難勧告・避難指示等」に準じて行うが、放射性物質事故の場合は、事故の程度により広域避難が想定されるため、都及び近隣市との連携により行う。

原子力災害特別措置法※第10条第1項の通報等の流れは、次のとおりである。



(注)  は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報箇所を示す。

※ 「原子力災害特別措置法」

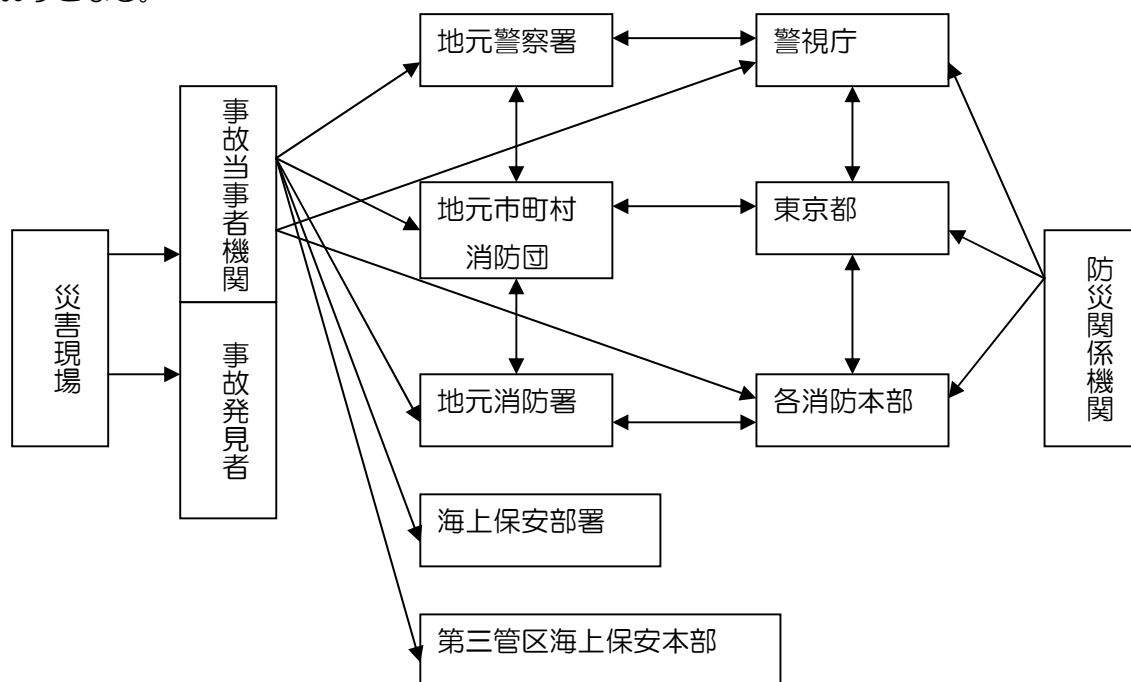
(原子力防災管理者の通報義務等)

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報する。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(出典：東京都地域防災計画 原子力災害編（平成24年修正）より)

なお、同法第10条第1項の通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発令された場合の後における原子力事業者からの情報連絡体制は、東京都地域防災計画・大規模事故編に定めるところにより下図のとおりとなる。



(出典：東京都地域防災計画 大規模事故編 (平成21年修正) より)

2. 被害状況等の調査報告

原子力事故発生時の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内容
市	○ 事故による災害について、必要な応急対策を行ったときは、「震災編第3部 第2章 第5節 東京都への被害情報等の報告」に準じ、都に報告する。
警視庁 【日野警察署】	○ 警視庁は、事故の発生時において、各方面本部、警察署、警察庁等から当該事故に関する情報を収集し、事故状況により応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況を取りまとめ、都に通報するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と相互に情報交換を図る。
日野消防署	○ 関係機関と連携して日野消防署管内における被災状況等の調査を実施し、東京消防庁警防本部を通じ都災害対策本部に情報提供する。
東京都	○ 関係局（総務局・産業労働局・生活文化局・中央卸売市場・水道局・下水道局・環境局・福祉保健局）と相互に情報交換を図る。（東京都防災計画【原子力災害編】参照）

第4節 応援協力

- 応援協力については、震災編 第3部 第5章「相互協力・応援（受援）要請」に準じて行う。

第5節 警備・交通規制

- 警備、交通規制については、震災編 第3部 第16章「警備・防犯対策及び第10章 緊急輸送対策」に準じて行う。

第6節 市の情報連絡体制

- 日野市危機管理基本方針に基づき実施する。
詳細は、震災編 第3部 第2章「災害情報の収集・整理及び報告」に準じて行う。

第7節 広報活動

- 市は、国及び都から発信される情報等を市民に対し、迅速かつ的確に広報するとともに、その情報の発信源を明確にし、繰り返し広報する。
詳細は、震災編 第3部 第4章「災害時の広報及び広聴」に準じて行う。

第8節 市による放射線量等の測定

市（環境保全課、子ども部、教育部、クリーンセンター）

- 放射性物質や放射線が日野市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、都が実施する放射線量等の測定結果について情報収集し、市ホームページなどにより公表する。
- 市は、必要に応じて市内の特定箇所について放射線量を測定し、同様に公表する。その際、東日本大震災において市が行った測定に準じて実施する。
- 東日本大震災以降継続測定している測定結果と比較し、数値が上昇している等なんらかの変化が想定される場合、その旨を市民に広報するとともに都に通報する。

1. 福島第一原子力発電所事故における日野市の対応

(1) 市内放射線量の測定について

時系列	実施事項等
平成23年6月	○ 都は、測定の拡充を図り、市区町村へ測定器の貸出しを行うこととした。
平成23年7月6日	○ 市では、放射線対策会議を開催し、市内空間放射線量測定を実施することを決定した。
平成23年7月11日	○ 市は、都より測定器の貸与を受け、市内での定点測定を開始した。 ○ 週1回、定点測定を継続し、測定結果をホームページ等で公表している。（平成26年3月現在継続中） ○ 市施設において高い線量が出た場合は、簡易除染等の対応をとることとした。
平成24年1月1日	『平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）』が施行されたため、この放射性物質汚染対処特措法に基づきクリーンセンターで測定を行い、結果を公表している。

(2) 測定方法及び測定場所

① 測定項目

空間放射線量

② 測定場所

地域に偏重をきたすことのないよう、市内の中学校区を基準にして8分割し、各校区内の1か所を測定場所とした。

中学校区	測定場所
三沢中学校区	ねんも公園（高幡）
第三中学校区	程久保運動広場（程久保）
第四中学校区	旭が丘中央公園（旭が丘5丁目）
第二中学校区	多摩平第一公園（多摩平4丁目）
大坂上中学校区	小構公園（日野台1丁目）
第一中学校区	市民の森スポーツ公園（日野本町7丁目）
平山中学校区	やと公園（平山3丁目）
七生中学校区	南平公園（南平4丁目）

③ 測定頻度

週1回

④ 測定方法

- ・測定機器 DoseRAE2 PRM-1200
- ・測定結果 地面から高さ1メートルにて5分間保持後、30秒ごとに5回測定した平均値
- ・測定者 市職員

○ 新たな放射線、原子力災害が発生した場合には、福島第一原子力発電所事故により測定している結果と数値の比較を行いながら実施する。

(3) 子ども関連施設における空間放射線量測定

- 子ども関連施設における空間放射線測定は2回実施した。
- 1回目に測定した学校（校庭）・保育園（園庭、砂場）に加え、2回目は測定場所として比較的放射線量が高いと思われる側溝などの地点を加えた。

(4) 学校給食等食材のスクリーニング検査

- 給食のさらなる安心の確保のための東京都事業に参加し、学校及び保育園給食用食材のスクリーニング検査（食品中の放射性セシウムスクリーニング検査）を行い、検査結果を公表した。

第9節 市による放射性物質の除去作業

市（環境保全課）

1. 市の除去作業

市は、市が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、「日野市放射線物質簡易除染マニュアル」（平成24年1月作成）に基づき、簡易除染を行う。

第10節 飲料水、飲食物に対する措置等

- 平成24年4月1日付けで厚生労働省が見直しを行い、より基準を厳格化した放射性セシウム等の新基準値（暫定規制値）を発表した。
- 市は、この基準値に従い、平時から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、都を通じて必要な情報収集に努め、都による測定の結果、水道水及び農作物から規制値を超える放射性物質及び放射線量の値が示された場合には、都と協議し必要な措置を講じる。

■放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値（単位：ベクレル/kg）
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

出典：厚生労働省（平成24年4月1日施行）



第3章 災害復旧対策

第1節 保健医療活動

○ 必要と認められる場合は、国、都に準じ、次の保健医療活動を行う。

【市及び関係機関の対策内容】

機関名	対策内容
市 【健康課】	○ 健康相談に関する窓口の設置
都 都病院経営本部	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

第2節 放射性物質への対応

○ 放射性物質による環境汚染に関する国及び都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、都に準拠して必要に応じて対応を行う。

【市及び関係機関の対策内容】

機関名	対策内容
市 【環境保全課】 【該当する課】	○ 都の方針に準拠する。
都各局	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第3節 風評被害への対応

- 風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

【市及び関係機関の対策内容】

機関名	対策内容
市 【産業振興課】 【地域協働課】	○ 国・都からの正しい情報を市ホームページ等に情報提供を行う。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的実施するとともに都民に対して情報提供を行う。 ○ 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力をPRする。 ○ 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性のPRに努める。 ○ 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止。等